

公益財団法人 もみじ銀行育英会

奨学金貸与規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人もみじ銀行育英会定款第4条の規定に基づき、学資の貸与に関する必要事項を定める。

(奨学金・奨学生の意義)

第2条 本会が貸与する学資を奨学金といい、奨学金の貸与を受ける者を奨学生という。

(奨学生の資格)

第3条 本会の奨学生となることができるものは、大学または大学院修士課程に在学する者で、次に掲げる各号の要件を備えたものでなければならない。

- (1) 学業・人物がともに優秀で、かつ、健康であって、学資の支弁が困難と認められる者
- (2) 将来主として広島県内に就職し、地域社会の発展に献身することができると認められる者
- (3) 原則として、他の奨学資金を受けない者

(奨学金の貸与期間および金額)

第4条 奨学金を貸与する期間は、奨学生に採用したときから正規の最短修業年限の終期までとする。

2 前項の期間中に貸与する奨学金の額は、次のとおりとする。

(1) 大学奨学生

自宅通学のとき 月額35,000円以内

自宅外通学のとき 月額40,000円以内

(2) 大学院奨学生 月額50,000円以内

3 前項の自宅通学とは奨学生の生計を主として維持する者と同居するとき、またはこれに準ずると認められるときをいい、自宅外通学とは自宅通学以外のときをいう。

4 奨学金には、利息を付けない。

(奨学生願書および奨学生推せん書の提出)

第5条 奨学生志望者は、保証人と連署した本会あての奨学生願書に、学校長の推せん書および在学証明書、卒業証明書または卒業見込証明書を添えて、本会に提出するものとする。

2 保証人は、親権者または後見人でなければならない。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て決定する。

2 進学を条件として予約したものの採用については、入学を証する書類を提出させ、これを決定する。

3 奨学生の採用を決定したときは、在学学校長を経て、本人に通知する。

4 前項の通知を受けた者は、所定の誓約書を在学学校長を経て、本会に提出しなければならない。

(奨学金の交付および受領書の提出)

第7条 奨学金は、毎月一定の日に交付する。ただし、特別の事情があるときは、2か月分以上を合わせて交付することができる。

- 2 奨学金は、もみじ銀行を通じて交付する。ただし、特に必要があると認めたときは、在学学校長に委託して交付することがある。その場合は、そのつど、奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績表の提出)

第8条 奨学生は、毎年度末の学業成績表を、在学学校長または学部長を経て提出しなければならない。

(異動届出)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届け出なければならない。

- (1) 卒業したとき。
 - (2) 休学、復学、転学または退学したとき。
 - (3) 停学その他の処分を受けたとき。
 - (4) 保証人を変更したとき。
 - (5) 本人または保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- 2 奨学生であった者が、奨学金の返還完了前に前項第4号または第5号に該当するときは、前項に準じて届け出なければならない。

(死亡の届出)

第10条 奨学生が死亡したときは、保証人は、死亡診断書を添えて、直ちに死亡届を提出しなければならない。

- 2 奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人または保証人は、前項に準じ届け出なければならない。

(奨学金の停止・休止および貸与期間の短縮)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の交付を停止する。

- (1) 休学したとき。
 - (2) 長期にわたって欠席したとき。
 - (3) 学業などの状況により、指導上必要があると認められたとき。
- 2 奨学生は、いつでも在学学校長を経て、期間を定めて奨学金の休止を申し出ることができる。
 - 3 前2項の規定により奨学金の交付を停止または休止したときは、奨学金の貸与期間を短縮することができる。

(奨学金の復活)

第12条 前条第1項の規定により奨学金の交付を停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。ただし、奨学金の交付を停止されたときから1年を経過したときは、この限りではない。

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷病などのために修学の見込がないとき。
- (2) 学業成績または性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金の交付を停止されたときから1年を経過したとき。
- (4) 学生の本分に反する行為があったとき。
- (5) 在学学校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (6) その他奨学生として適当でない事実があったとき。

2 奨学生が死亡したときは、死亡した月の翌月から、奨学金の交付を廃止する。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

2 奨学生が転学または退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

(奨学金借用証書の提出)

第15条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について借用証書を作成し、保証人と連署のうえ、直ちに提出しなければならない。

- (1) 卒業または奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 第13条第1項の規程により奨学金の交付を廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

(奨学金の償還)

第16条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後20年以内に、年賦または月賦等割賦の方法により奨学金を償還しなければならない。ただし、その一部または全部を、随時繰り上げて返済することができる。

- (1) 卒業または奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。

(奨学金の償還猶予)

第17条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当し、奨学金の償還猶予を願い出たときは、償還を猶予することができる。

- (1) 災害または傷病によって償還が困難となったとき。
- (2) 大学院に在学するとき。
- (3) その他やむを得ない理由によって償還が困難となったとき。

(奨学金の償還免除)

第 18 条 次のいずれかの場合には奨学金の一部または全額につき、償還を免除する。

- (1) 奨学生または奨学生であった者が下記の事務所に就職した場合
 - ア. 広島県内に本店所在地のある法人に就職した場合
 - イ. 広島県内にある個人事業所に就職した場合
 - ウ. 広島県および県内の市町村に就職した場合
 - エ. 広島県内に本校のある大学の教職員に就職した場合
 - オ. 広島県内にある営業所に勤務した場合
- (2) 上記に該当した者が 3 年以内に転職又は退職した場合は、速やかに届出ることとし、その時点で上記事業所以外に就職した場合、又は再就職しなかった場合、償還免除対象から除外する。

なお、前項のオ. に該当する者が、広島県外の営業所に勤務した場合、その期間は通算期間に含まない。
- (3) 奨学生または奨学生であった者が、死亡または心身障害のため、奨学金の一部または全部について償還不能となった場合

(償還免除の願出)

第 19 条 前条の償還免除を受けようとするときは、次の手続きをしなければならない。

- (1) 前条第 1 号の場合は、就職先の在職証明書を添え、保証人と連署のうえ、奨学金償還免除願を提出する。
- (2) 前条第 3 号の心身障害の場合は、その事実および程度を証する医師の診断書を添え、保証人と連署のうえ、奨学金償還免除願を提出する。

(奨学生の指導)

第 20 条 奨学生の資質の向上を図るため、状況に応じ、適切な指導を行なう。

(実施細目)

第 21 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和 43 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 （昭和 47 年 7 月 5 日広教委義第 119 号）

この規程は、昭和 47 年 7 月 5 日から施行する。（第 3 条一部改正）

附 則 （昭和 49 年 6 月 26 日広教委義第 86 号）

この規程は、昭和 49 年 6 月 26 日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （昭和 61 年 7 月 25 日広教委義第 13 号）

この規程は、昭和 61 年 7 月 25 日改正し昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成元年 9 月 6 日広教委総第 27 号）

この規程は、平成元年 9 月 6 日改正し平成元年 4 月 1 日から適用する。

（第 1 条、第 3 条、第 18 条、第 19 条一部改正）

附 則 （平成 4 年 2 月 12 日広教委総第 103 号）

この規程は、平成 4 年 2 月 12 日改正し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

（第 3 条、第 4 条一部改正）

附 則 （平成 5 年 6 月 29 日広教委総第 57 号）

この規程は、平成 5 年 6 月 29 日改正し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

（第 18 条一部改正）

附 則 （平成 16 年 4 月 20 日広教委総第 19 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 20 日改正し、平成 16 年 6 月 4 日から適用する。

（第 1 条一部改正）

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 26 日改正し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

（第 1 条、第 7 条一部改正）

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 6 日改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（第 18 条一部改正）

（注）第 18 条（奨学金の償還免除）に関して、本規程は、令和 7 年 4 月 1 日以降に償還を開始する者に適用する。令和 7 年 3 月 31 日以前に償還を開始した者については、改正前の下記の第 18 条規程が適用される。

改正前の第 18 条（奨学金の償還免除）

次のいずれかの場合には奨学金の一部または全額につき、償還を免除する。

（1）奨学生または奨学生であった者が下記の事務所に就職した場合

ア．広島県内に本店所在地のある法人に就職した場合

イ．広島県内にある個人事業所に就職した場合

ウ．広島県および県内の市町村に就職した場合

エ．広島県内に本校のある大学の教職員に就職した場合

（2）上記に該当した者が 3 年以内に転職又は退職した場合は、速やかに届出ることとし、その時点で上記事業所以外に就職した場合、又は再就職しなかった場合、償還免除対象から除外する。